

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会設置要綱

制定 2022年4月1日
一部改正 2024年9月2日
一部改正 2025年3月4日

(名称)

第1 本委員会は、中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会と称する。

(所在地)

第2 本委員会の事務所は、東京都千代田区丸の内三丁目2番2号に置く。

(設置目的)

第3 都内中小企業等の底力向上と将来の成長を後押しするため、都内の中小企業支援機関が総力を挙げて、都内中小企業の抱える経営課題の解決を支援することを目的とする。

(所掌事項)

第4 本委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 事業の企画に関すること。
- (2) 事業の広報に関すること。
- (3) 事業の実施に関すること。
- (4) その他、本委員会の運営に必要なこと。

(委員長)

第5 本委員会の委員長は、東京都産業労働局長の職にある者、またはその職務を代行する者をもって充てる。

2 委員長は、本委員会を代表する。

3 委員長に事故等あるときは、東京都産業労働局商工部長の職にある委員が委員長の職務を代行する。

4 前項の代行を行うことができない場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(委員)

第6 本委員会の委員は、別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。但し、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(実行委員会議)

第7 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議（以下「実行委員会議」という。）を主宰する。

2 実行委員会議は、決議について特別の利害関係を有する委員長及び委員を除く委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 前項の決議について特別の利害関係を有する委員長及び委員は、議決に加わることができない。

4 本委員会に関する重要事項は、実行委員会議で協議し、出席委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数の同意のうえ決定する。

5 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(専決処分)

第8 委員長は、緊急を要し委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、第4項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、これを次の委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(監事)

第9 本委員会に監事を置き、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 監事は、本委員会の一会計年度における収入及び支出の処理の完了後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類の監査を行い、その結果を委員長に報告する。

(オブザーバー)

第10 本委員会にオブザーバーを置き、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、議事に関して意見を述べることができる。

(任期)

第11 委員、監事およびオブザーバーの任期は、委嘱日から本委員会が解散する日までとする。

(幹事会)

第12 本委員会は、委員の所属団体の実務担当者から座長、その他必要な人数の幹事を委嘱し、座長ならびに幹事により構成される幹事会を設置することができる。

(幹事会の役割等)

第13 幹事会の役割など詳細については別途定めを置くものとする。

（事務局）

第 1 4 本委員会の事務処理をするため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名を置き、別表 4 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、事務局業務を管理する。なお、委員または幹事と事務局長の兼任はこれを妨げない。

（経費）

第 1 5 本委員会の運営経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取り扱いに関しては、別途定めるものとする。

（事業年度）

第 1 6 本委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年の 3 月 3 1 日に終わるものとする。

（解散）

第 1 7 本委員会は、その存続の必要性がなくなつたと認められる場合、委員長の決定により解散する。

（事務規定等）

第 1 8 本委員会に係る事務取扱規程は別途定めるものとする。

（その他）

第 1 9 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、2 0 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、2 0 2 4 年 9 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、2 0 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会委員	
委員長	東京都 産業労働局長
委員	東京都 産業労働局 商工部長
	公益財団法人 東京都中小企業振興公社 専務理事
	東京都中小企業団体中央会 専務理事
	一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 会長
	東京都商工会連合会 専務理事
	東京都商工会議所連合会 幹事商工会議所 専務理事

別表 2

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会監事	
監事	東京都 産業労働局 総務部 計理課長

別表 3

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会オブザーバー	
オブザーバー	東京都 産業労働局 金融部 金融課 融資制度・債権管理担当課長

別表 4

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局	
事務局長	東京商工会議所中小企業相談部長または中小企業相談部長の命ずる者